

委 託 契 約 書 (案)

契約する事項 米子工業高等専門学校学寮給食業務，学生食堂給食業務及び売店業務委託

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大山 正人
(以下「委託者」という。) と受託者

(以下「受託者」という。) との間において，上記の米子工業高等専門学校学寮給食業務，学生食堂給食業務及び売店業務委託 (以下「給食業務等」という。) に関し，次のとおり契約を締結する。

第1条 委託者は，米子工業高等専門学校学寮食堂，学生食堂及び売店の適正かつ円滑なる運営を図るため，給食業務等を受託者に委託するものとする。

第2条 受託者は，給食業務等の実施にあたり食品衛生法 (昭和22年法律第233号) その他関係法令等を遵守し，教育機関における給食業務等であることを十分に認識し，その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 給食業務等は，別紙1「米子工業高等専門学校学寮給食業務委託実施要項」，別紙2「学生食堂経営委託仕様書」及び別紙3「売店経営委託仕様書」 (以下「実施要項」という。) に基づき実施するものとする。

2 受託者は，前項の実施要項を遵守するほか，校長又は校長の指名する職員の指示に従い，給食業務等を実施するものとする。

第4条 契約期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし，本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも委託契約解除の申し出がない場合は更に1年間同一条件をもって更新するものとし，更新を含めた委託期間は最長5年間 (平成26年4月1日開始) とする。

第5条 委託者は，受託者に対し，給食業務等の委託に伴ういかなる対価も支払わず，また，いかなる報酬も請求しない。

第6条 受託者は，この契約による給食業務等を第三者に実施させてはならない。

第7条 委託者が，受託者に無償で使用させる給食業務等に必要な施設，設備及び備品等 (以下「施設等」という。) については，別紙4のとおりとする。又，有償で使用させる給食業務等に必要な施設等については，別に契約を結ぶものとする。

2 受託者は，施設等を給食業務等以外に使用し，又は第三者に貸与してはならない。

3 受託者は，自己の負担において施設等の修繕，模様替え等をしようとするときは予め委託者の承認を受けなければならない。

第8条 施設等の維持，保全のため必要とする小修繕 (単価10,000円未満) に要する部品は，受託者の負担とする。ただし，機能に欠陥を生じたときは，委託者の負担において修繕するものとする。

2 受託者は，故意又は重大な過失により施設等に損害を与えた場合は，委託者へ書面にて通知するとともに，自己の負担において，原状に回復し弁償しなければならない。

第9条 受託者は，給食業務等を行うことに伴う光熱水料，電話料，人件費，保険衛生費，被服費，及びその

他給食業務等に必要な経費を負担するものとする。

第10条 受託者が、本契約の履行に際して知り得た委託者の情報等についての取扱は、別に定める「個人情報取扱業務契約遵守事項」によるものとする。

第11条 この契約期間中において、受託者が労働争議、天災地変その他の事情によって業務を遂行できなくなった場合には、代行保証人は、別に定める業務代行保証実施に関する施行細則に基づきその業務を代行するものとする。

第12条 受託者は、委託者がこの契約に定める義務を履行しなかったときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、受託者に対し、前項の契約の解除について異議の申し立て又は損害賠償請求、その他一切の請求をすることができない。

第13条 委託者、受託者いずれか一方が正当な理由により契約を解除しようとするときは、2月前までに書面をもって申し立てをすれば、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の契約の解除について双方に準用する。

第14条 委託期間が満了したとき又は前2条の規定により、この契約が解除されたときは、受託者は、施設等を現状に回復して返還しなければならない。ただし、委託者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第15条 受託者は、給食業務等に係る収支計算書について、当月分を翌月末日までに本校学生課へ提出するものとする。また、これらの裏付けとなる資料についても、報告書提出後3年間保存し、委託者の求めに応じて提出するものとする。

第16条 受託者は、その責に帰すべき事由により、火災、食中毒または伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償するものとする。

2 受託者は、前項を履行するため、賠償責任保険に加入しなければならない。

第17条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約内容に疑義を生じた場合は、その都度委託者、受託者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者、受託者及び代行保証人は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は3通作成し、各々で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

委託者

鳥取県米子市彦名町4448

独立行政法人国立高等専門学校機構

米子工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 大山 正 人

受託者

(代理人)

代行保証人

米子工業高等専門学校学寮給食業務委託実施要項

- 1 学生寮の給食は、寮生の生活指導の一環であるので、サービスの向上に絶えず努力するものとする。
- 2 給食は、1年の平均在寮生数約260名、1人1日3食（朝、昼、夕）調理し、受託者の作成した献立表により実施するものとする。（食数は別紙学寮給食業務委託日一覧（案）参照）
- 3 給食日は、原則として次のとおりとする。（別紙学寮給食業務委託日一覧（案）参照）

分	期 間
前 期	春季開寮日夕食 ～ 夏季閉寮前日夕食
後 期	秋季開寮日夕食 ～ 冬季閉寮日朝食
	冬季開寮日夕食 ～ 春季閉寮前日夕食

給食時間は、原則として次のとおりとする。

区 分	時 間
朝 食	7 : 3 0 ～ 8 : 3 0
昼 食	1 1 : 3 0 ～ 1 3 : 0 0
	1 2 : 0 0 ～ 1 3 : 3 0…※①
夕 食	(4月～10月) 1 8 : 0 0 ～ 2 0 : 0 0…※②
	(11月～3月) 1 7 : 3 0 ～ 2 0 : 0 0

※① 土・日・祝日及び、学校休業日の昼食時間

※② 4月～8月について、委託者より夕食時間延長の申し出があった場合は、20：30まで延長する

- 4 献立表の1人当たりの食事規格については、原則として次のとおりとする。
 - (1)

栄養素等	単 位	指 標	数 量
エネルギー	kcal/日	推定エネルギー	2 7 5 0
たんぱく質	g/日	推奨量	6 0
炭水化物	%エネルギー	目標量	5 0以上7 0未満
食物繊維	g/日	目標量	1 9以上
ビタミンB 1	mg/日	推奨量	1 . 5
ビタミンB 2	mg/日	推奨量	1 . 7
ビタミンC	mg/日	推奨量	1 0 0
ビタミンA	μ gRE/日	推奨量	9 0 0
カルシウム	mg/日	推奨量	8 0 0
鉄	mg/日	推奨量	9 . 5
ナトリウム	mg/日()は食塩相当量 [g/日]	目標量	3 5 0 0 (9) 未満

その他平成21年5月29日付け「日本人の食事摂取基準」策定検討委員会取り纏め「日本人の食事摂取基準（2010年版）（男子15歳～17歳）」を充足するものとする。

- (2) 主食の米は良質な銘柄米（ブレンド米を含む。）を使用するものとする。
- (3) 御飯及び汁類は、自由摂取ができるものとする。

- 5 受託者は、献立表を1週間単位で作成し、実施1週間前までに委託者に提出し、その承認を受けるものとする。
- 6 受託者は、前項の献立内容を変更しようとするときは、実施2日前までに委託者と協議し、指示を受けるものとする。
- 7 学校行事及び学寮行事等のため、弁当等の特別食を必要とする場合は、委託者は実施1週間前までに受託者に指示するものとし、受託者はその指示により、弁当等の特別食を作らなければならない。（別紙「寮食堂に関する依頼事項」参照）
また、疾病、アレルギー等及び食事制限のある寮生に対して、委託者が必要と認めた場合は、症状に応じた食事等の提供をすることとする。

- 8 献立表の食材料料費等(消費税込み)については、原則として次のとおりとする。

区 分	食 材 費	加 工 費	計
朝 食	1 2 0 円	5 0 円	1 7 0 円
昼 食	2 6 0 円	1 1 0 円	3 7 0 円
夕 食	3 3 0 円	1 3 0 円	4 6 0 円
合 計	7 1 0 円	2 9 0 円	1, 0 0 0 円

- 9 給食費の徴収は以下のとおりとする。
- (1) 徴収および督促は受託者の責任において実施すること。ただし、滞納があった場合でも喫食停止など、寮生の健康、生命を脅かす恐れのある対応は認めないこととする。
 - (2) 給食費は、食材費と加工費を合算したものとし、日額にその月の給食実日数を乗じて得た金額を標準額とする。
 - (3) 休日外泊及び特別外泊等によって、連続して3食以上食事ができない場合を欠食とする。学校行事等による場合は1食以上食事ができない場合を欠食とする。
 - (4) 受託者は、標準額から欠食金（食材費相当額）を相殺した金額を保護者から翌月に徴収するものとする。
 - (5) 特別開寮期間は、1食以上食事のできない場合を欠食とし、それにかかる欠食金は食材費相当額と加工費相当額の合算とする。
- 10 受託者は、検食用として調理の都度各1食を委託者に提供しなければならない。委託者は、検食所見書を受託者に示すものとする。
- 11 受託者は、盗食の防止策を講じるとともに、寮生の喫食・欠食状況を把握し、委託者に報告するものとする。
- 12 受託者は、施設、設備の保全及び従業員の管理並びに材料の仕入れ、保管、調理、配膳、残飯処理等給食業務に対し、保健衛生の管理を怠らないようにし、次のことについて特に注意するものとする。
- (1) 従業員の健康管理
 - ア 従業員の健康管理に留意し、伝染病の場合はもとより下痢症者、化膿症者及びその疑いのある場合又は委託者の指示を受けた場合は、これを就業させない。
 - イ 従業員に対し、年1回以上の健康診断のほか、保健所等において検便を月2回、集卵検査を年2回受けさせ、証明書を委託者に提出する。
 - (2) 食堂の衛生管理
 - ア 従業員の服装は、調理専用の清潔なものを使用し、利用者に不快感を与えることのないよう留意する。
 - イ 従業員に対し、調理開始前、用便後、汚物取扱後及び配膳前の完全手洗を励行させ

- る。
- ウ 食器類は，使用の都度洗淨及び殺菌を行う。
- エ 食堂内は，清潔を保ち，施設，器具及び容器等の衛生保持に留意する。
- オ 給食材料及び調理食品は，鼠族，昆虫及び塵埃による汚染を防ぎ衛生的に保管する。
- カ 調理後の食品は，衛生的に取扱い，調理後供食されるまでの時間の短縮に努める。
- キ 毎食の献立1食分を検査用として，冷凍庫で2週間以上保存する。
- ク その他，法令等に定める衛生管理に関する事項を厳守する。

13 委託者又は受託者のそれぞれの分担経費については，次のとおりとする。

委託者における分担経費	受託者における分担経費
① 施設等の設置，改修及び修理費用 (単価 10,000 円以上)	① 施設等修理費用 (単価 10,000 円未満)
② 食器の購入経費	② 給食材料費
③ 調理器具の新調及び補充経費のうち 委託者が認めた経費	③ 人件費 (調理師等厨房関係者の給料)
④ その他，委託者の認めた経費	④ 消耗品費 (洗剤，手袋，調理器具等)
	⑤ 光熱水料 (電気・ガス・上下水道)
	⑥ 被服費及び洗濯代
	⑦ 残飯・残菜等処理経費
	⑧ 廃油処理費
	⑨ 保健衛生費 (健康診断料・検便料等)
	⑩ 衛生管理費 (害虫駆除経費等)
	⑪ 通信費 (電話代等)
	⑫ 事務用品費
	⑬ 検食費
	⑭ 保存食及び受託者の責に帰する事故食 経費
	⑮ その他，受託者の認めた経費

- 14 給食により中毒等疾病を生じた場合は，受託者はその責を負うこととし，完治に至るまでの療養費の負担をするものとする。
- 15 給食業務上不測の事態が生じた場合は，受託者は寮生の給食に支障のないよう委託者と協議し，適切な措置を講ずるものとする。また，緊急時の対応マニュアルや連絡体制について書面にて提出すること。
- 16 受託者は，現場責任者、栄養士有資格者および調理師有資格者を常駐させること。また、現場責任者及び従業員に変更のあった場合は，速やかに委託者に届け出るものとする。
- 17 受託者は，防火，防犯，その他災害等の防止に留意し，毎日業務終了後に異常のないことを確認するものとする。
- 18 この実施要項によりがたい特別な事情が生じた場合は，委託者・受託者間で協議し，委託者の指示に従うものとする。

寮食堂に関する依頼事項

- 4月 (1)入学式当日弁当（新入生とその保護者）
在寮生の昼食時間の開始を早くする
(2)オリエンテーション参加寮生の欠食（第1学年）
(3)寮食堂・寮食担当主事補・寮務係・寮生会寮食委員長（男女）との打合せ会
※以後定期的に行う。

- 5月 (1)高校総体参加寮生の欠食対応

- 6月 (1)寮祭焼肉会等の食材下準備、及び片付け協力
寮祭の各種模擬店への食材準備等の協力
(2)寮祭時の週末欠食に対する対応

- 7月 (1)中国地区高専体育大会参加寮生の欠食および早朝朝食の対応

- 8月 (1)オープンキャンパス時の中学生とその保護者へ食事の提供
(教務・キャリア支援係より依頼) *人数による

- 8・9月 (1)留学生・専攻科生の夏季休業中の食事対応

- 10月 (1)特別行事関係
・遠足参加寮生の欠食および希望者の昼食弁当対応（第1学年）
・校外研修旅行参加寮生の欠食対応（第2学年）
・工場見学参加寮生の欠食又は食事時間変更への対応（第3学年）

- 11月 (1)文化祭時の欠食の取り扱い対応及び寮生会主催の各種模擬店への
食材準備等の協力

- 12月 (1)寮生予餞会食事会の食材下準備、及び片付け等

- 1月 (1)卒業研究発表会参加者の欠食

- 2月 (1)補講期間の欠食対応

その他

- ・特別外泊者の欠食への対応
- ・寮食堂主催のイベントを月1回以上実施
(デザートバイキングやテーブルマナー講習会(5年生対象)など。
詳細は上記打ち合わせで協議する。)
- ・上記打ち合わせ会においては、毎月のイベントの詳細、留学生への対応、献立の工夫
(郷土色, 季節感, 手作り感等), 各種要望や改善等について協議する。

平成26年度学寮給食業務委託日一覧(案)

		委託内訳 ○:朝・昼・夕3食 △:開寮日(夕食のみ) ■:閉寮日(食事なし) ◎:冬季閉寮日(朝食のみ)																													委託 (日)	朝食 (食)	昼食 (食)	夕食 (食)			
4月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
	委託		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		29	28	28
5月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		31	31	31
6月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
	委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		30	30	30
7月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		31	31	31
8月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	委託	○	○	○	○	○	○	■																											7	7	7
9月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
	委託																								△	○	○	○	○	○	○		7	6	6	7	
10月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		31	31	31
11月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
	委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		30	30	30
12月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎									25	25	24
1月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	委託				△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		27	26	26
2月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28								
	委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■						27	27	27
3月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	委託																																		0	0	0
合計																															275	272	271	274			

学生食堂経営委託仕様書

1. 本校学生食堂は、食堂本来の趣旨を逸脱することなく、また、主に15歳から22歳の成長期の学生が利用するため、栄養バランスのとれた質の高い、安全な学生食事の提供及びサービスの向上に絶えず努力すること。
2. 学生食堂の営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとする。ただし、米子工業高等専門学校（以下「委託者」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 営業日 平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。
ただし、土・日・祝祭日及び年末年始の休日並びに本校が指定する日は除く。
(別表2参照)(H26未定のためH25分添付)
 - (2) 営業時間 10:00～14:00
(準備時間等の使用時間は、8:30～15:00とする。)
3. 提供する食事は、学生食堂メニュー表の価格を基準とし、現在と同等かそれ以上の食事を提供するとともに、今後もより良くなるよう努力するものとする。また、取扱品目及び料金改訂の必要がある場合、学生食堂経営受託者（以下「受託者」という。）は、委託者に申し出て許可を得るものとする。
4. 受託者は、食堂経営に伴う次の経費を負担する。
 - (1) 人件費
 - (2) 食材料費
 - (3) 光熱水料及び通信費
 - (4) 保健衛生費及び被服費
 - (5) その他、食堂経営に必要な経費（施設使用料、物品貸付料を含む）
5. 受託者は、施設、設備の保全及び従業員の管理並びに材料の仕入れ、保管、調理、残飯処理等食堂業務全般について、食品衛生法その他関係法令等を遵守し、十分な衛生管理を行うこと。
6. 受託者は、毎日の各献立を検査用として、14日間以上冷凍庫に保管しなければならない。
7. 受託者は、喫食に対して食中毒、伝染病又は、死亡等の被害を与えた時は、直ちに必要な措置を講ずると共に、委託者にその措置等を遅滞無く報告するものとする。又、被害者に対してその損害を賠償するものとする。
8. 受託者は、現場責任者及び従業員に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出ること。
9. 受託者は、防火、防犯、その他災害等に留意し、毎日の作業終了後に清掃、施錠等行うものとする。
10. この仕様書により難い特別な事情が生じた場合は、委託者・受託者間で協議し、定めるものとする。

米子工業高等専門学校学生食堂メニュー

区 分	単 価	備 考
定食	400～450	日替り, A, B二種類, ご飯チョイス
ミニ丼	250	
丼	350	日替り
カレーライス	300	
ミニカレー	200	
スパゲッティ	250	日替り
ラーメン	300～350	
ラーメンセット	450	
うどん, そば	170～220	
うどん, そばセット	400	
唐揚げ (単品)	50	
とんかつ (単品)	150	
コロッケ (単品)	50	不定期
メイン皿	250	定食の一皿
ご飯大盛	50	
味噌汁	30	
ライス大	130	
ライス小	90	
ざるうどん, そば	220	

(消費税込)

売店経営委託仕様書

1. 本校売店は、売店本来の趣旨を逸脱することなく、また、主に15歳から22歳の学生が利用するため、学生の教育上好ましくない雑誌、酒類、タバコ等については、成人学生といえども一切販売しないものとする。
2. 売店の営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとする。ただし、米子工業高等専門学校（以下「委託者」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 営業日 平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。
ただし、土・日・祝祭日及び年末年始の休日並びに本校が指定する日は除く。
(別表3参照) (H26未定のためH25分添付)
 - (2) 営業時間 8:00～17:00（試験期間は、8:00～13:00）
3. 提供する販売品目は、概ね別表のとおりとし、取扱品目及び料金改訂の必要がある場合売店経営受託者（以下「受託者」という。）は、委託者に申し出て許可を得るものとする。
4. 受託者は、売店経営に伴う次の経費を負担する。
 - (1) 光熱水料及び通信費
 - (2) その他、売店経営に必要な経費（施設使用料、物品貸付料を含む）
5. 受託者は、施設、設備の保全及び従業員の管理並びに販売品の仕入れ、保管、廃棄物処理等の売店業務全般について、関係法令等を遵守し、十分な管理を行うこと。
6. 受託者は、その責に帰すべき事由により、売店利用者に対して取扱品の瑕疵及び食中毒その他の損害を与えた時は、直ちに必要な措置を講ずると共に、委託者にその措置等を遅滞無く報告するものとする。又、被害者に対してその損害を賠償するものとする。
7. 受託者は、現場責任者及び従業員に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出ること。
8. 受託者は、防火、防犯、その他災害等に留意し、毎日の作業終了後に清掃、施錠等行うものとする。
9. この仕様書により難い特別な事情が生じた場合は、委託者・受託者間で協議し、定めるものとする。

売店販売品目

販売品目	品名
文具類	ノート
	ケント紙
	スチレンボード
	トレーシングペーパー
	方眼紙
	レポート用紙
	C D R
	C D R-W
	はさみ
	カッター
	ホッチキス
	消しゴム
	ボールペン
	シャープペン
	替え芯
	マーカー
	鉛筆
	セロテープ
	ドラフティングテープ
	両面テープ
	のり
	修正液
	定規
	名札用クリップ・ケース
	傘
パン類	
菓子類	
ドリンク類	
カップ麺類	
アイスクリーム類	
肉まん類	

コインコピー機（全面委託一利益無）

平成25年度年間行事

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	火		火	1	金	△	1	日	日	1	水	×	1	土	土	1	土
2	水		水	2	土	△	2	月	月	2	木	×	2	日	日	2	日
3	木		木	3	日	△	3	火	火	3	金	×	3	月	月	3	月
4	金		金	4	月	△	4	水	後期中間試験	4	水	×	4	火	火	4	火
5	土		土	5	火	△	5	木	後期中間試験	5	木	×	5	水	水	5	水
6	日		日	6	水	△	6	金	後期中間試験	6	金	×	6	木	木	6	木
7	月		月	7	木	△	7	土		7	土	×	7	火	火	7	金
8	火		火	8	金	△	8	日		8	日	×	8	水	水	8	土
9	水	避難訓練(順延時)	水	9	土	△	9	月	後期中間試験	9	月	×	9	木	木	9	日
10	木		木	10	日	△	10	火	後期中間試験	10	火	×	10	水	水	10	月
11	金		金	11	月	△	11	水		11	水	×	11	木	木	11	火
12	土		土	12	火	△	12	木		12	木	×	12	水	水	12	水
13	日		日	13	水	△	13	金		13	金	×	13	火	火	13	木
14	月	体育の日	月	14	木	△	14	土		14	土	×	14	金	金	14	土
15	火		火	15	金	△	15	日		15	日	×	15	月	月	15	日
16	水	特別行事	水	16	土	△	16	月	中国地区高等学校体育大会	16	月	×	16	火	火	16	月
17	木	特別行事	木	17	日	△	17	火	オープンキャンパス(仮)	17	火	×	17	水	水	17	日
18	金	特別行事	金	18	月	△	18	水		18	水	×	18	木	木	18	月
19	土	特別行事	土	19	火	△	19	木	スポレク大会 特研等	19	木	×	19	水	水	19	火
20	日		日	20	水	△	20	金		20	金	×	20	木	木	20	水
21	月		月	21	木	△	21	土		21	土	×	21	火	火	21	木
22	火		火	22	金	△	22	日		22	日	×	22	月	月	22	土
23	水		水	23	土	△	23	月	勤労感謝の日	23	月	×	23	火	火	23	日
24	木		木	24	日	△	24	火		24	火	×	24	水	水	24	月
25	金		金	25	月	△	25	水	集中講義(仮)	25	水	×	25	木	木	25	火
26	土		土	26	火	△	26	木	集中講義(仮)	26	木	×	26	水	水	26	水
27	日		日	27	水	△	27	金	臨時休業	27	金	×	27	火	火	27	木
28	月		月	28	木	△	28	土	学力入試	28	土	×	28	水	水	28	金
29	火		火	29	金	△	29	日		29	日	×	29	月	月	29	土
30	水		水	30	土	△	30	月		30	月	×	30	火	火	30	日
31	木	文化祭準備	木	31	日	△	31	火		31	火	×	31	水	水	31	月

月	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科
月	3	3			4	4			3	3			3	3		
火	5	5			2	2			3	3			3	3		
水	4	4			4	4			2	2			3	3		
木	3	3			4	4			3	3			4	4		
金	3	3			4	4			3	3			4	4		
計	18	18			18	18			14	14			17	17		

月間日数	31	31			30	30			31	31			31	31			28	28			31	31	182	182
土日祝	9	9			9	9			10	10			9	9			9	9			11	11	57	57
学則休業	0	0			0	0			6	4			4	4			0	0			7	7	17	15
臨時休業	0	0			1	1			0	0			1	1			1	4			13	13	16	19
行事試験	4	4			2	2			1	3			0	0			10	7			0	0	17	16
授業日数	18	18			18	18			14	14			17	17			8	8			0	0	75	75

× □ △

別紙 4

施設等無償使用一覧

1. 施設 学生寄宿舍食堂厨房等 206㎡ (別紙図面のとおりに)
2. 設備 建物付帯設備 一式
3. 備品等

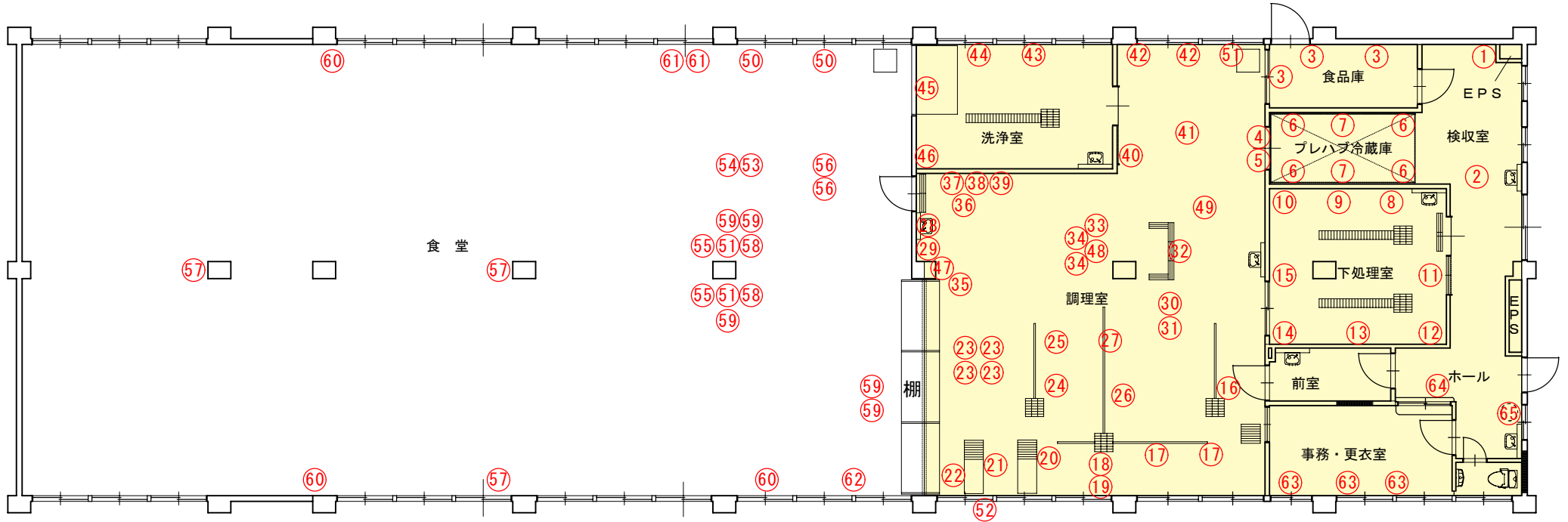
	物品名	規格	数量	備考
1	冷凍庫	ホシザキ HF-63Z	1台	
2	移動検収台	650×500×800	1台	
3	シェルフ	エレクター 1518×536×1587	3台	
4	プレハブ式冷蔵庫	ホシザキ PR-22CC-2.05	1台	
5	冷蔵用ユニット	ホシザキ HUS-15RA	1台	
6	シェルフ	エレクター 1212×307×1587	4台	
7	シェルフ	エレクター 1518×307×1587	2台	
8	消毒保管機	中西製作所 MCSK-5-e	1台	
9	冷凍庫	福島工業 URD-44FMTA-F	1台	
10	パススルー冷凍庫	福島工業 PRD-44FMTA1	1台	
11	水切付二槽シンク	1800×800×800	1台	
12	戸棚	900×600×1800	1台	
13	三槽シンク	1800×600×800	1台	
14	水切付作業台	1200×600×800	1台	
15	受渡台	1800×600×800	1台	
16	洗米機	中西製作所 RM-302A	1台	
17	炊飯器	タニコー TGRC-3S	2台	
18	スチームコンベクションオープン	コメットカトウ CSI-G10B	1台	
19	スチームコンベクション専用置台	コメットカトウ CSI-G10B 用	1台	
20	ガステーブル	コメットカトウ XY-1575T	1台	
21	回転釜	服部 GHSL-30	1台	
22	ガス回転釜	服部 GHS-30	1台	
23	盛付台	1500×600×800	4台	
24	一槽シンク	900×900×800	1台	
25	水切付作業台	1800×900×800	1台	
26	二槽シンク	1500×750×800	1台	
27	水切付作業台	1500×700×800	1台	
28	コンベクションオープン	コメットカトウ SFCE-3W2	1台	
29	置台	700×700×850	1台	
30	スライサー	中西製作所 OSI-06S	1台	
31	スライサー置台	1500×800×600	1台	
32	ガスフライヤー	タニコー NB-TGFL-105W	1台	
33	置台	900×600×800	1台	

	物 品 名	規 格	数 量	備 考
34	パンラック	1800×600×1500	2台	
35	電気ウォーマーカート	ニチワ電機(株) EWCT-720	1台	
36	UTSカート	エレクトアー	1台	
37	食器消毒機	タニコー H202E-20A(S)	1台	
38	消毒保管機	中西製作所 MCW-30-e	1台	
39	包丁・まな板殺菌庫	中西製作所 NK-310DA	1台	
40	冷蔵庫	福島工業 URD120RM3-F	1台	
41	移動台	1500×600×800	1台	
42	戸棚	1500×600×1800	2台	
43	移動水切作業台	中西製作所 CT-129D	1台	
44	食器洗浄機	中西製作所 PA-13A2A-R	1台	
45	シャワーシンク	1800×1200×850	1台	
46	二槽シンク	1500×900×800	1台	
47	製氷機	三洋電機 SIM-S38	1台	
48	電子レンジ		1台	
49	移動台	1200×600×800	1台	
50	ジェットタオル	三菱電機 JT-WB220DS型	2台	
51	ジャー(ご飯)	象印 THA-C80	1台	
51	ジャー(ご飯)	象印 THA-C80	2台	
52	給湯機	パーパス GS-5000GW	1台	
53	長机		1台	
54	テーブル		1台	
55	スープウォーマー	熱研 NL-16S	2台	
56	トレイディスプレイ	中西製作所 CM-1418	2台	
57	電子レンジ	東芝 ER-GS7	3台	
58	食器ディスプレイ	ニット技研 NC-27TH	2台	
59	配膳台	オーキン SW型	5台	
60	給茶機	ホシザキ AT-100HWCB	1台	
60	給茶機	東芝 HPT-360MPB	1台	
60	給茶機	東芝 HPT-360MPB-O	1台	
62	電気冷蔵庫	三洋電機 BR-UV1881D	1台	
63	片袖机	イトーキ AK-271	3台	
64	スクールロッカー	コクヨ SX-44F1	1台	
65	スクールロッカー	コクヨ SLK-HT18KF1	1台	
66	ロッカー(2人用)	コクヨ LK-2F1	1台	
67	ロッカー(3人用)	コクヨ LK-3F1	4台	
68	電気冷蔵庫	ニッセイ NB-41FG	1台	
69	ロボクープ	エフ・エム・アイ R-3D	1台	
70	スーパーブレンダー	アサヒ ASH-2	1台	

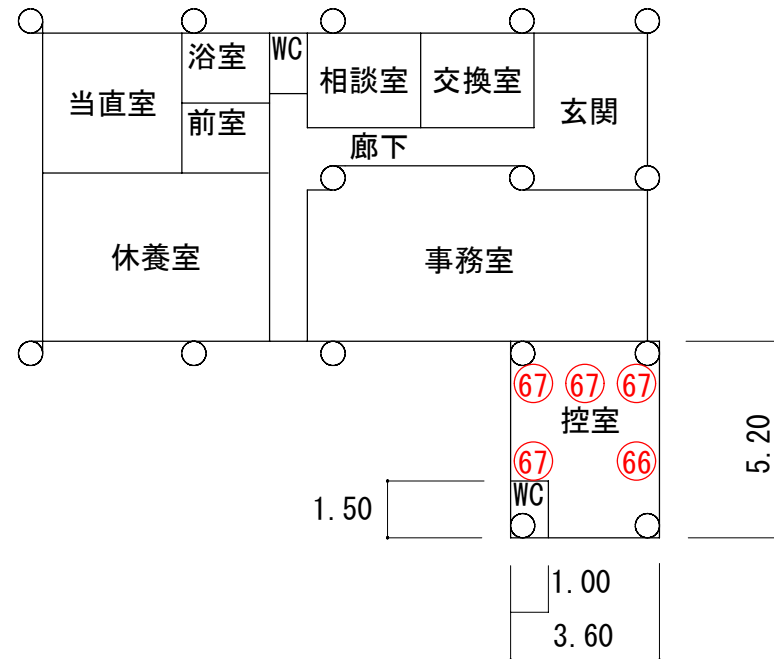
	物 品 名	規 格	数 量	備 考
71	キャベロボ	トリマックス DX-150	1台	

4. その他 寮生が直接食事に使用する食器類
お盆, 丼, 汁碗, 皿, 箸, スプーン, フォーク, 茶碗等

物品貸付番号



寄宿舍食堂平面図



控室平面図

業務代行保証実施に関する施行細則

第1条 (保証の期間)

が保証する期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

第2条 (業務代行の開始)

が業務代行を開始するときは、 が労働争
議、天災地変又はその他の事情により受注者の業務の継続が出来なくなったことを確認したときとする。

第3条 (業務代行の範囲)

が業務を代行する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 米子工業高等専門学校学寮給食業務、学生食堂給食業務及び売店業務委託

上記各条項に基づき、発注者と受注者の間に締結する委託契約の業務代行に関する保証を行う。

平成 年 月 日

代行保証人